

外国人患者さんの診療単価改定について

【2026 年 10 月 1 日より】

当院では、日本国籍を有さず、かつ日本国内で有効な公的医療保険制度に加入していない患者さんの診療等に係る料金について、2026 年 10 月 1 日（木）より、診療報酬点数 1 点につき 10 円から 30 円に改定することになりましたので、お知らせします。（医療費には消費税が別途発生します。）

当院の医療資源は日本国民が負担する保険料や税金で成り立っており、外国人患者さんにも日本国民と同等のご負担をお願いしたく、この度、料金を改定しました。ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 改定日 2026 年（令和 8 年）10 月 1 日（木）
2. 改定料金 診療報酬点数 1 点につき 10 円 ⇒ 30 円